

美濃加茂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、同条第1項及び第5項の規定による令和7年度工事監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和8年2月10日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 高 井 実 枝

令和7年度 工事監査結果報告書

1 監査の範囲

- (1) 監査種類 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定による監査
- (2) 監査対象 山手線舗装復旧工事
所管課 建設水道部土木課
- (3) 監査日 令和8年1月13日(火)
- (4) 着眼点 工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。
- (5) 監査方法 美濃加茂市監査基準(令和2年美濃加茂市監査委員告示第1号)に準拠し関係書類の審査及び工事現場の実地調査を行った。なお、工事監査は、技術的観点からの専門知識を必要とするため公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査の業務を委託して実施した。

2 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、技術的な所見は、工事技術調査結果報告書のとおりである。

美濃加茂市

令和7年度

工事技術調査結果報告書

令和8年1月28日（水）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和8年1月13日（火）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎3階第3会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員	（識見）	田 中 昭 則
〃 監査委員	（議選）	高 井 実 枝
調査立会者：監査委員事務局	局長	鷺 見 省 吾
〃	書記	安 田 智 洋
〃	係員	櫻 井 晴 美

調査対象工事

山手線舗装復旧工事

1 工事内容説明者

調査出席者

建設水道部	上下水道課	係長	古田	修
〃	〃	主任主査	小関	淳也
〃	〃		櫻井	英樹
経営企画部	財政課	検査監	坪井	勤

2 工事概要

(1) 工事場所 : 美濃加茂市本郷町 地内

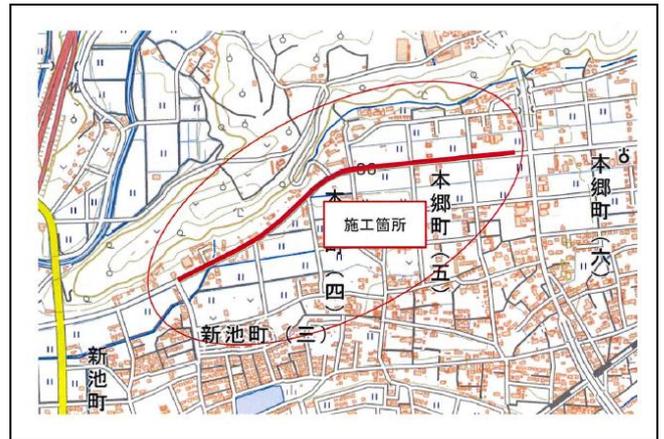
(2) 工事内容

令和6年度に水道本管を布設した路線の本舗装を復旧するため。

ア 工事概要

舗装復旧 L=919.6m

山手線車道一次復旧	A=1,340m ²
山手線車道二次復旧	A=3,340m ²
浦廻間下平線車道	A=9m ²
山手線歩道復旧	A=6m ²
区画線復旧	N=1式
交通誘導員	N=1式



(3) 工事請負業者

株式会社 友進

【第1回目で落札】

「指名競争入札 (10 者指名) 5 者辞退、予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設 計 : 中部水工設計株式会社

工事監理 : 直営

(5) 事業費 当初 変更

設計額等 (税込) 63,195,000 円 74,657,000 円

請負金額 (税込) 59,950,000 円 70,822,400 円

(うち消費税及び地方消費税額 5,450,000 円) (うち消費税及び地方消費税額 6,438,400 円)

落札率 : 94.87%

変更理由 : 舗装施工を昼間施工から夜間施工等に変更したため。

変更契約：令和7年11月25日

(6) 工事期間

令和7年7月9日から令和8年2月16日まで

令和7年7月9日から令和7年12月2日まで（変更）

(7) 進捗状況（令和8年1月末日現在）

計画出来高 100.0% 実施出来高 100.0% 【計画どおり】

(8) 工事監督員

建設業法第19条の2第2項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員	建設水道部	櫻井 英樹
主任監督員	〃	古田 修
一般監督員	〃	小関 淳也

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証 5,995,000円

【現金納付 請負金額の10%以上】

イ 前払金について、請求なく支払いなし。

(2) 入札状況について

本工事については、「指名競争入札」に付されていた。

【ほ装工事】

「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」
「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第167条の4並びに同令第167条の11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

・指名通知日 令和7年6月10日

・開札日 令和7年7月2日

本工事の入札への見積もり期間は、令和7年6月11日（指名翌日）～令和7年7月1日であった。

建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条第2項に規定された必要な見積り期間（予定価格5000万円以上は、（通知～応札期間15日以上）が確保されていた。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「工事請負契約約款（令和6年10月1日改正）」に基づき、令和7年7月3日に電子契約にて適切に締結されていた。また、同日に仲裁合意書を締結していた。

(4) 現場代理人及び監理技術者届

現場代理人・監理技術者届は、適正に作成され、整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度^{※2}への加入があり、令和7年7月18日付け「掛金収納書（証紙）」を確認した。適正であった。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付される必要がある。

(6) 工事保険契約

受注者は、法定外保険、賠償責任保険等に加入していた。

本工事の施工体制台帳提出時、添付提出していた。適正であった。

第58条

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、**建設工事保険その他の保険**（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを**直ちに発注者に提示**しなければならない。

3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を**発注者に通知**しなければならない。

3-2 計画・設計・積算に関する書類

(1) 計画について

本工事は、直営にて実施設計を行っていた。

「令和6年度に水道本管を布設した路線の本舗装工事」適切であった。

(2) 設計に関する書類

ア 設計変更

- ・現場立会いにより、既設舗装との擦付け部、隣接新設管路工事との取合い部などを検討した結果、起終点の位置、施工延長及び舗装表層部分の復旧幅員を変更することによる増額。
- ・工事の事前説明時に、工事施工箇所沿線の商店などから、昼間の施工とすると営業に支障が生じるとの要望があったことから、工事の施工性を考慮して舗装工事を夜間工事に変更することによる増額。
- ・工事の施工方法を協議した結果、交差点部分に交通誘導員の追加配置が必要なことから、交通誘導員の人数を変更することによる増額。
- ・工事が早期に完了するために工期を短縮する。

イ 設計について

本工事設計は、直営にて設計していた。

設計図書は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、照査設計者、監督職員チェックを実施しており、適正に作成し、設計は適切である。

(計画、調査、実施設計に使用した基準、指針)

図書の名称	著者	発行年月日
水道施設設計指針	日本水道協会	2012年
水道維持管理指針	同上	2016年
水道施設耐震工法指針・解説	同上	2022年
水道事業実務必携	全国簡易水道協議会	令和4年
コンクリート標準示方書	土木学会	2017年
道路技術基準通達集	国土交通省	2002年
道路構造令の解説と運用	日本道路協会	令和3年3月

(3) 工事積算

ア 積算に関する書類

積算基準は、「土木工事標準積算基準書」に準拠し適切に算出されていた。

値入に際して、「岐阜県単価、公表単価」を使用し適切であった。また、市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」、「土木コスト情報」、「土木施工単価」を用い適正に算出していた。

刊行物に記載されていない「物価資料によらない」場合は、原則見積り3者以上の見積りを徴収し、見積徴収した比較一覧表など積算の妥当性を示す根拠は、分か

り易く整理され、本工事の採用単価としていた。適正に積算していた。

【数量算出・照査方法】

原則以下の順番をルールとしている。

- ・ 公的単価（物価版，積算資料等）
- ・ 見積り 3 社以上(単価)

【数量算出・設計書の照査方法】

美濃加茂市職員（主任監督員、総括監督員）による照査を行う。

イ 工事設計書

「工事設計書」（単価適用年月日：令和 7 年 6 月 1 日）をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

(単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針)

図書の名称	著者	発行年月日
土木工事標準積算基準書	国交省大臣官房技術調査課	令和 6 年度版
岐阜県単価、公表単価	岐阜県	令和 7 年度版
建設物価	建設物価調査会	2025年6月
積算資料	経済調査会	2025年6月
土木コスト情報	建設物価調査会	2025年6月
土木施工単価	経済調査会	2025年6月

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。提出分を確認した。適正であった。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 8」及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日付け建設省建設経済局長通知）により元方事業者からの下請契約の状況を確認した。

【参考】 施工体制台帳等に関して関係法令に規定されている内容

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 2 項)
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、 施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項で準用する建設業法第 24 条の 8)
- 施工体制台帳は、工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
(建設業法第 24 条の 8)
- 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間 (発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間) 保存することが義務づけられている。
(建設業法第 40 条の 3、同施行規則第 26 条、第 28 条)

(4) 工程表

施工計画に実施工程表が作成・提出され整備されていた。
毎月の履行報告書を請負業者に提出させていた。適正であった。

(5) 設計照査

「設計図書の照査に関する確認報告書」が、令和 7 年 9 月 10 日に受注者から提出されていた。適正であった。

【参照 設計図書の照査ガイドライン：国土交通省中部地方整備局】

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

契約書第 18 条 (条件変更) に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」

②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。このため、中部地方整備局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成されている。

(6) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高

を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

(7) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき分かりやすく適切に作成されていた。

受注者作成の施工計画を市職員監督員のチェックがあり、適正な管理がなされていた。

(参考：事前本工事技術調査時の確認書類)

着 工 前 書 類	着 工 後 書 類
工事の背景、目的及び設計方針	監理（監督）分掌区分表
効果及び耐用年数予測	監督員知書
事前調査報告（測量、地質、水理、環境、支障物件等）	監理及び管理工程表
事前打合せ報告（道路、交差点、河川、近接、港湾）	労災保険、上乘保険、賠償保険
工法選定または比較検討書	建設業・土木・組立・火災保険
構造計算書（設計指針等リスト共）	建設業退職金共済掛金収納書
容量（性能）計算書	施工計画・実施工程表
実施設計図	下請業者届、施工体制台帳、施工体系図
数量計算書	緊急時連絡体制図
設計内訳書（積算書及び根拠リスト共）	建設業の許可票、労災保険関係成立票
コスト縮減	建築確認申請書
工事施工伺	公害防止に関する書類
入札（見積）説明記録	公的資格認定証写
現場説明記録	安全衛生関係記録
質疑回答記録	主要使用材料承諾願
入札関係記録（予定価格決定書、入札結果一覧表等）	
	材料試験・検査関係記録
工事請負契約書	施工試験・検査関係記録
随意契約の場合の理由書	
JV協定書	
履行保証保険証券等	工事打合せ記録
前払金保証書	工事指示書
工事着工届	工事日報、旬報または月報
全体工程表	工事記録写真
現場代理人及び主任（監理）技術者	廃棄物処理関係書類
建設業監理技術者資格者証写	部分払出来高検認書
各管理者との協議書	契約変更（設計・工期）に関する書類
その他	その他
	完成届

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成14年4月1日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

(2) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(3) 現在までの廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

- ・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」：「COBRIS^{※3}」登録
工事ID-926739863 一般財団法人日本建設情報総合センター
「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」登録証を確認した。適正であった。
- ◇建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

※3 「COBRIS」 (Construction Byproducts Resource Information interchange System)

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図る。
- ・建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進する。
- ・建設副産物にかかる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上が目的。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項目	産業廃棄物		土砂
1	産業廃棄物種類	As殻	Co殻	建設汚泥
2	委託契約書(有/無)	有	有	有
3	処分業許可証(有/無)	有	有	有
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有	有
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有	有
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有	有

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。
- (3) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- ・「安全作業指示書・安全日誌」
 - ・「KYミーティング日報」
 - ・「新規入場者申告票」など
- (4) 標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、安全パトロール点検の実施を全社体制で取り組んでいる。実施票を確認できなかったが、適切であるとのことである。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中の項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・月報 品質管理・出来形管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 打合せ簿・指示書・実施工程管理表 工事写真帳	朝礼・安全会議記録・災害防止協議会 安全パトロール記録 新規入場者教育 建設業許可票・労災保険成立票 施工体制体系図・緊急連絡体制図 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

4 現場施工状況調査における所見

現場は、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 監査時は、工事完了していた。路面の平坦性、勾配、取合い部など、留意された品質管理状態であった。

5 技術調査全般

本工事について工事技術調査を行った結果、監督員の関与及び指示が明確であり、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。

受注者からの施工に伴う提出書類は、分かりやすく適切に提出させていた。

施工及び工事監理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

発注者は指導的立場により、監督員が適切な指示・指導を行い、整備された管理状態で完了していることを確認した。

今回は全体のサンプリング調査であり詳細まで検証することができなかったが、現場での施工管理は、適切な処置がなされ良好な施工状態であった。